様式第四（第七条第一項関係）

行為の変更届出書

年　月　日

殿

届出者　住所

氏名　印

地域再生法第17条の18第3項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1　当初の届出年月日　年　月　日
2　変更の内容
3　変更部分に係る行為の着手予定日　年　月　日
4　変更部分に係る行為の完了予定日　年　月　日

注1　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2　届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
3　変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府財務省告示第四号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第五号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣の定めるものを定める件（平成二十年内閣府財務省告示第七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年六月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣臨時代理
国務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号。以下「公庫法」という。）第十九条第一項第五号に規定する主務大臣が定めるものは、次に掲げる資金とする。 一　特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金（当該資金を調達するために新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下同じ。）を応募その他の方法により取得するための資金を含む。）は、次に掲げる資金とする。 ［1～8　略］ 9　次に掲げる者に対する資金であって、地域への経済波及効果の高い中小企業者の事業活動の促進、地域における中小企業者の雇用及び地方創生に資する取組の促進等を通じ地域経済の活性化を図るためのもの ［(1)～(5)　略］ (6)　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の二に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた者 ［(7)～(9)　略］ ［10～22　略］ 二　［略］	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号。以下「公庫法」という。）第十九条第一項第五号に規定する主務大臣が定めるものは、次に掲げる資金とする。 一　特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金（当該資金を調達するために新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下同じ。）を応募その他の方法により取得するための資金を含む。）は、次に掲げる資金とする。 ［1～8　同上］ 9　次に掲げる者に対する資金であって、地域への経済波及効果の高い中小企業者の事業活動の促進、地域における中小企業者の雇用及び地方創生に資する取組の促進等を通じ地域経済の活性化を図るためのもの ［(1)～(5)　同上］ (6)　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の二に基づく地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた者 ［(7)～(9)　同上］ ［10～22　同上］ 二　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

様式第四（第七条第一項関係）

行為の変更届出書

年　月　日

殿

届出者　住所

氏名　印

地域再生法第17条の8第3項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1　当初の届出年月日　年　月　日
2　変更の内容
3　変更部分に係る行為の着手予定日　年　月　日
4　変更部分に係る行為の完了予定日　年　月　日

注1　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2　届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
3　変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。